

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条例名	施行日	条例の内容														
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策										
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助	
都道府県	市区町村																	
静岡県	沼津市	沼津市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	熱海市	熱海市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	三島市	三島市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	富士宮市	富士宮市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	伊東市	伊東市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	島田市	島田市犯罪被害者等支援条例	令和2年8月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	富士市	富士市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	磐田市	磐田市犯罪被害者等支援条例	令和3年3月23日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	焼津市	焼津市犯罪被害者等支援条例	令和3年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	掛川市	掛川市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	藤枝市	藤枝市犯罪被害者等支援条例	平成29年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	御殿場市	御殿場市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	裾野市	裾野市犯罪被害者等支援条例	平成31年4月1日 (令和4年6月28日改正)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	湖西市	湖西市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	伊豆市	伊豆市犯罪被害者等支援条例	令和4年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	御前崎市	御前崎市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	菊川市	菊川市犯罪被害者等支援条例	令和2年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	牧之原市	牧之原市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	函南町	函南町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	清水町	清水町犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	長泉町	長泉町犯罪被害者等支援条例	平成30年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	小山町	小山町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	川根本町	川根本町犯罪被害者等支援条例	令和4年10月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	森町	森町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。